

更新日:

担 当 : 計画課 森林施業調整官

名 称	魚梁瀬トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林		
面 積	16.02 ha	設定年月日	昭和43年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 貝掛畑山国有林 2065林班ほ小班 奈半利川の魚梁瀬ダム上流、西川と中川の合流点付近に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約450～650mに位置し、暖温帯に属する。 トガサワラのほか、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、ウラジロガシ等が生育している。 希少種のトガサワラ(環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、高知県レッドリスト(2010年)の「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」)が生育している。		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	魚梁瀬県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和43年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 魚梁瀬トガサワラ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 魚梁瀬トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林に名称変更 森林生態系多様性基礎調査(林野庁)の調査地点が設定されている。		